

図表 1－18 原子力防災訓練に関する規定

○ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（抜粋）

（防災訓練に関する国の計画）

第 13 条 第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。）は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 （略）

○ 原子力災害対策特別措置法第 28 条第 1 項の規定により読み替えた災害対策基本法第 48 条第 1 項

（防災訓練義務）

第 28 条 災害予防責任者（原子力事業者を含む。）は、法令又は防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第 3 項において同じ。）の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2～6 （略）

○ 防災基本計画（昭和 38 年 6 月中央防災会議決定、平成 20 年 2 月修正）（抜粋）

第 10 編原子力災害対策編

第 1 章 災害予防

第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

(3) 実践的な訓練の実施と事後評価

○ 国〔文部科学省、経済産業省〕、地方公共団体及び原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、具体的な原子力緊急事態を想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

○ 訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-19 国の原子力総合防災訓練の実施状況

<p>原災法第13条に基づき、経済産業省が所管する原子力事業所を発災想定元として、以下のとおり、原子力総合防災訓練が実施されている。</p>
<p>○ 第1回            実施日：平成12年10月28日&lt;島根県&gt;            対象事業所：中国電力株式会社島根原子力発電所            ・ 原災法が施行されてから初めての訓練</p>
<p>○ 第2回            実施日：平成13年10月27日&lt;北海道&gt;            対象事業所：北海道電力株式会社泊発電所            ・ 新たに設置したオフサイトセンター等の機能確認及び習熟、迅速かつ的確な情報提供のための広報訓練</p>
<p>○ 第3回            実施日：平成14年11月7日&lt;福井県&gt;            対象事業所：関西電力株式会社大飯発電所            ・ 訓練実施日を平日に設定（従来は休日）、学童等の災害時要援護者の参加を得て実施、発電所が半島の先端に所在するため、海上からの住民避難計画の検証を実施</p>
<p>○ 第4回            実施日：平成15年11月26日&lt;佐賀県及び長崎県&gt;            対象事業所：九州電力株式会社玄海発電所            ・ 複数県にまたがる（隣接県を含めた）訓練、原子力安全委員会の助言機能の確認（TV会議）、専門家及び資機材の自衛隊機による搬送訓練を実施</p>
<p>○ 第5回            実施日：平成17年11月9日～10日&lt;新潟県&gt;            対象事業所：東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所            ・ 実動による政府職員・専門家の緊急派遣、官邸対策室設置、緊急参集チームの招集・協議、新潟県中越地震の教訓を反映</p>
<p>○ 第6回            実施日：平成18年10月25日～26日&lt;愛媛県&gt;            対象事業所：四国電力株式会社伊方発電所            ・ 警戒段階における緊急事態応急対策準備、災害時要援護者の避難対策、緊急被災く医療活動、広域支援体制の充実を実施</p>
<p>○ 第7回            実施日：平成19年10月24日&lt;青森県&gt;            対象事業所：日本原燃株式会社再処理事業所            ・ 再処理施設を対象とした初めての原子力総合防災訓練、新潟県中越沖地震を踏まえ、原子力総合防災訓練の中で初めて火災訓練を実施</p>
<p>(注) 平成16年度は、新潟県中越地震が発生したため、訓練を中止している。</p>

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

図表 1-20 国の原子力総合防災訓練の原子力立地道府県における活用状況

i) 特定事象の段階から防護対策案を検討する内容を取り入れた訓練の実施状況

道府県	当該訓練の実施の有無	道府県	当該訓練の実施の有無
北海道	○	静岡県	×
青森県	○	石川県	○
宮城県	○	福井県	○
福島県	○	島根県	×
茨城県	○	愛媛県	○
神奈川県	○	鹿児島県	×

ii) 原子力災害対策本部長から原子力災害現地対策本部長への一部権限を委任する内容を取り入れた訓練の実施状況

道府県	当該訓練の実施の有無	道府県	当該訓練の実施の有無
北海道	○	静岡県	×
青森県	○	石川県	○
宮城県	○	福井県	○
福島県	○	島根県	×
茨城県	○	愛媛県	○
神奈川県	×	鹿児島県	×

(注) 当省の調査結果による（平成 20 年 11 月現在）。

図表 1-21 原子力立地道府県における地域の特性に応じた防災訓練の取組

表 原子力立地道府県における冬季特有の課題に着目した防災訓練の実施状況			
道府県	実施年度	実施時期	冬季特有の課題に着目した訓練の有無
北海道	平成 19 年度	平成 19 年 10 月 30 日	※
	18 年度	18 年 10 月 30 日	
	17 年度	17 年 10 月 21 日	
	16 年度	16 年 10 月 22 日	
青森県	平成 19 年度	平成 19 年 10 月 24 日	—
	18 年度	18 年 7 月 28 日	—
	17 年度	17 年 11 月 22 日	—
	16 年度	17 年 2 月 16 日	防寒対策や雪を採取して放射線量を測定する等の訓練が行われている。
宮城県	平成 19 年度	平成 20 年 1 月 23、24 日	訓練の重点項目として、冬季の住民避難対応を挙げており、冬季の寒冷な気象状況を想定し、避難時、避難所での防寒対策及び除雪対策を訓練に導入している。
	18 年度	18 年 10 月 23、24 日	—
	17 年度	17 年 10 月 28 日	—
	16 年度	16 年 10 月 19 日	—
福島県	平成 19 年度	平成 19 年 10 月 22、23 日	—
	18 年度	19 年 2 月 6、7 日	避難所等における防寒対策等を考慮した訓練が行われている。
	17 年度	17 年 11 月 14、15 日	—
	16 年度	16 年 11 月 24 日	—
石川県	平成 19 年度	平成 19 年 11 月 22 日	—
	18 年度	18 年 8 月 20 日	—
	17 年度	17 年 11 月 17 日	—
	16 年度	17 年 3 月 24 日	—
福井県	平成 19 年度	平成 19 年 11 月 18 日	—
	18 年度	18 年 11 月 19 日	—
	17 年度	17 年 8 月 2 日	—
	16 年度	17 年 3 月 21 日	—
島根県	平成 19 年度	平成 19 年 11 月 2 日	—
	18 年度	19 年 1 月 30 日	—
	17 年度	17 年 11 月 17 日	—
	16 年度	16 年 10 月 8 日	—

(注 1) 12 原子力立地道府県のうち雪害が予想される 7 道府県の総合的な防災訓練の実施状況を抽出し、作成した。

(注 2) 青森県では、年に 2 回、東通原子力発電所を対象とした訓練と六ヶ所核燃料サイクル施設を対象とした訓練を実施しているが、調査対象とした六ヶ所核燃料サイクル施設を対象とした訓練についてのみ実施状況を記載した。

※ 北海道では例年 10 月に総合的な防災訓練である北海道原子力防災訓練を実施しているが、平成 17 年度から 19 年度において、個別訓練として冬季退避等訓練を実施し、原子力発電所のトラブルが積雪期に発生した場合、地域住民が安全・確実に避難できるかという観点から、避難経路の除雪状況の確認や集合場所や避難所の開設において積雪期における特有の課題はないかなどについて検証を行っている。

また、平成 20 年度は、冬季の雪害と同時に発生する原子力災害への対応を訓練想定として、例年 10 月に行っている北海道原子力防災訓練を 2 月に実施する予定としている。

(注) 当省の調査結果による。